

令和7年度
こどもデータ連携実証事業
各採択団体における成果報告書

【喬木村】

大日本印刷株式会社

令和8年3月

目次

第1章	実証事業の概要	3
1.1.	背景・目的	3
1.1.1.	背景	3
1.1.2.	目的	4
1.2.	実証事業の内容	5
1.3.	業務プロセス	7
1.4.	スケジュール・実施体制	8
1.4.1.	スケジュール	8
1.4.2.	実施体制	9
1.5.	本業務に要する費用	12
第2章	連携するデータ項目の選定・準備	13
2.1.	データ項目の検討・取得可能性調査	13
2.2.	データ項目の選定結果	13
2.3.	データの準備・加工	19
2.3.1.	アナログ情報のデジタル化	19
2.3.2.	データの加工	19
2.3.3.	名寄せ	19
2.4.	データの準備に係る諸課題への対応	20
第3章	判定基準の検討	21
3.1.	判定基準の設計過程	21
3.2.	判定基準に用いたデータ項目	22
3.3.	判定基準の特徴	25
第4章	個人情報の取扱いに係る整理	26
4.1.	個人情報授受に係る法的整理	26
4.1.1.	個人データ連携に関する関係部署及び連携フロー	26
4.1.2.	法的整理の進め方・体制	27
4.1.3.	法的整理の結果	27
4.1.4.	個人情報等の取扱いにおける留意点	28
4.2.	プライバシー保護への対応	30
第5章	仕組みの構築	32
5.1.	システムの概要及びデータ連携方式	32
5.1.1.	システムの概要	32
5.1.2.	データ連携方式及びシステム構成	32
5.2.	データ連携機能及び判定機能の構築	33

5.2.1.	データ連携機能及び判定機能とその活用方法	33
5.2.2.	実証事業における工夫及び今後の課題.....	34
第6章	支援への接続.....	36
6.1.	システムによる判定の結果	36
6.2.	支援に向けた人による絞り込み	36
6.2.1.	人による絞り込みの手法.....	36
6.2.2.	人による絞り込みの結果.....	37
6.3.	実際の支援事例.....	38
6.3.1.	こども等に対する取組内容	38
6.3.2.	こども等に対する支援の実施結果.....	38
6.4.	現行支援の在り方の見直し	39
6.5.	支援・見守りの効果的な手法.....	40
第7章	事業効果の評価・分析.....	42
7.1.	データ連携による抽出結果の全体像	42
7.2.	有用と考えられるデータ項目.....	42
7.3.	こどもデータ連携の取組効果の分析	44
第8章	考察・まとめ.....	46
8.1.	実証事業を通じて得られた示唆	46
8.2.	課題・次年度以降の取組.....	48

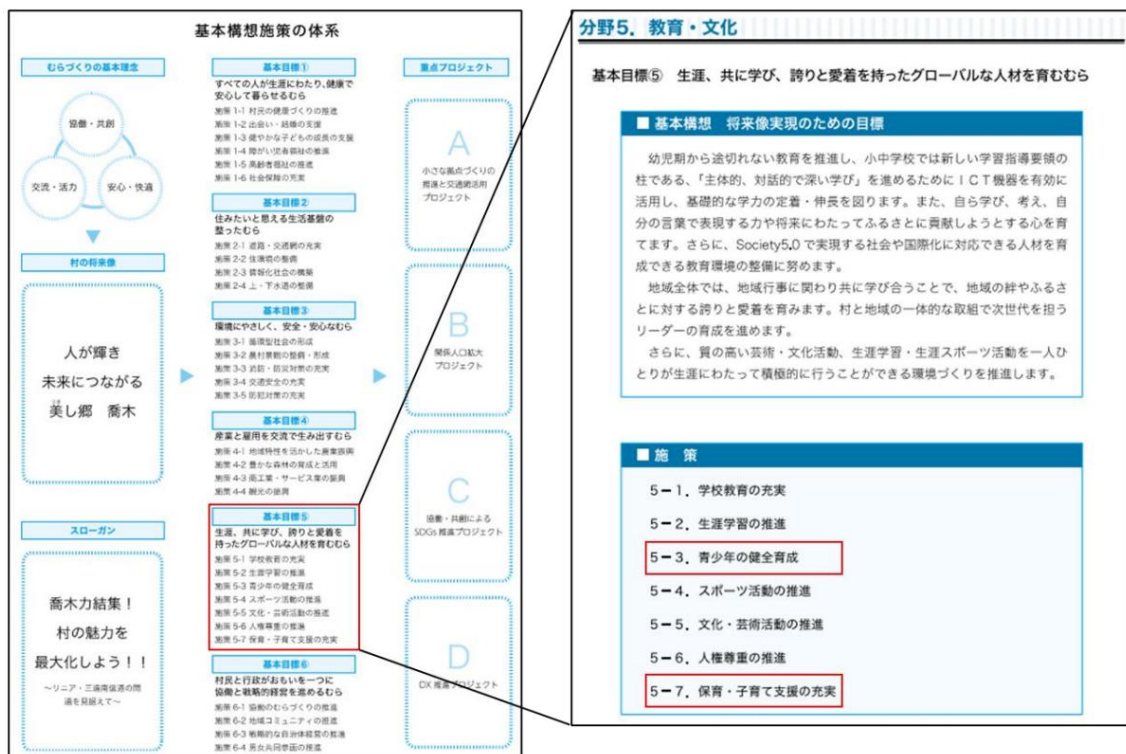
第1章実証事業の概要

1.1. 背景・目的

1.1.1. 背景

喬木村では、村の最上位計画である第5次喬木村総合計画において、村の将来像として「人が輝き未来につながる美し郷喬木」を掲げている。本将来像の実現に向けた6つの基本目標のうち、基本目標⑤「生涯、共に学び、誇りと愛着を持ったグローバルな人材を育むむら」において掲げられている7つの施策のうち、「5-3. 青少年の健全育成」、「5-7. 保育・子育て支援の充実」が本実証事業に関連する政策となる。

図表 1-1 本事業と関係する政策目的の整理（第5次喬木村総合計画より抜粋・編集）



これらの施策に関してSWOT分析を用いて現状の課題と今後の戦略を整理する。内部環境における喬木村の課題と外部環境における脅威から導かれる「専守防衛戦略」における喫緊の戦略（計画）として、「子どもからのSOSを受ける仕組みづくり」、「不登校児童

生徒の居場所の確保」、「いじめ相談場所の確保」、「中間教室の整備による学習機会の確保」、「児童相談所及び児童家庭支援センターとの連携」、「保小中連携による情報共有体制の強化」等を掲げており、これらに関連する取組としてこどもデータ連携の取組が求められている状況である。

1.1.2. 目的

以下図表 1-2 に示す総合計画に基づき、喬木村では令和 4 年度の児童福祉法改正を受け、こども家庭センターが令和 6 年度下期に設置・運営開始となり、本事業においてもこども家庭センターを総括管理主体とした取組を実施した。

図表 1-2 本事業と関係する課題・戦略の整理（第 5 次喬木村総合計画より抜粋・編集）

基本目標⑤ 生涯、共に学び、誇りと愛着を持ったグローバルな人材を育むむら

5-3. 青少年の健全育成



(1) SWOT 分析による現状と課題

		機会 (Opportunity)		脅威 (Threat)	
		外部環境		内部環境	
外部環境	内部環境	<ul style="list-style-type: none"> 地域やPTAにおける自主的な活動の推進 子どもの人権110番、子どもの人権SOSモニター等の取り組み 情報化の進展 県によるLINE人権相談 		<ul style="list-style-type: none"> いじめや不登校児童生徒の増加 情報化社会による情報の氾濫 核家族化による家庭力の低下 ライフスタイルの変化 ゲームやインターネット利用時間の増加 	
		<ul style="list-style-type: none"> こども共育会議 社会を明るくする運動の実施 子育て支援ネットワーク協議会 生活安全指導員による見守り活動 子どもを守る安心の家設置 夏休みの防犯イベント 見守りネットワークの定着 民生児童委員会の活動 少年警察ボランティアの活動 教育専門主事等の配置 		<ul style="list-style-type: none"> 子育て広場、保育園、学校での臨床心理士等による子育て相談機会の充実 子育て支援ネットワーク協議会による要保護児童生徒の把握と支援 情報モラル学習（児童生徒・保護者等）の実践 不登校不道徳児童生徒への相談体制の整備 子育て支援ネットワーク協議会での情報共有 	
<ul style="list-style-type: none"> 情報化社会の進展による保護者の知識の欠如 地域つなごうの希薄化 長期欠席児童生徒の増加 		<ul style="list-style-type: none"> 子どもの自立性・社会性を育む連携学習会等の実施 地区教育フォーラム等の地区活動の支援 		<ul style="list-style-type: none"> 子どもからのSOS相談を受ける仕組みづくり 不登校児童生徒の居場所の確保 いじめ相談場所の確保 中間教室の整備による学習機会の確保 不審者情報の発信 	

基本目標⑤ 生涯、共に学び、誇りと愛着を持ったグローバルな人材を育むむら

5-7. 保育・子育て支援の充実



(1) SWOT 分析による現状と課題

		機会 (Opportunity)		脅威 (Threat)	
		外部環境		内部環境	
外部環境	内部環境	<ul style="list-style-type: none"> 子ども子育て支援事業計画 子ども子育て会議 インフラ整備による子育て世帯の流入 子ども家庭支援ネットワーク構築 地域型保育事業の推進 3歳以上児の保育料無償化 保小中一貫教育の推進 		<ul style="list-style-type: none"> 少子化・核家族化の進行 晩婚化による出生率の低下 社会進出、就労形態の多様化などによる子育てへの関心の低下 児童虐待の増加 親の教育力の低下 教育保育に求められるニーズの多様化 未満児保育受け入れ希望の増加 慢性的な保育士不足 	
		<ul style="list-style-type: none"> 子ども学遊館を核とした多様な活動 児童クラブ時間延長による家庭への支援の拡充 子育て家庭への経済的負担軽減のための施策展開 たかざ子育て憲章 統合保育園建設による教育ゾーンの構築 豊かな自然環境と地域との繋がりが 各保育園のネット環境整備によるICT化 保小連携の充実 		<ul style="list-style-type: none"> 土曜日の教育支援の充実 新たな子育て拠点施設（組織）の検討 園児がICTに触れる場の提供 施設でのICT化による保育士の業務負担と保護者負担の軽減 外国語支援等による幼児期からの英語教育の推進 統合保育園建設に伴う広域入所者等受け入れ体制の拡充 特別な配慮を必要とする園児の早期発見と適切な対応、支援の充実 	
<ul style="list-style-type: none"> 子どもの減少と地域による子どもの数の偏り 子どもの交流機会、体験機会の減少 子育てに対する母親の負担感の増大 取り組みに対する保護者の興味関心の低下 家庭の保育・教育力の低下 保育士不足 		<ul style="list-style-type: none"> 切れ目のない子育て支援と相談窓口の一体化 未就園児を抱える保護者の居場所づくりの研究 ワークライフバランスの啓発 地域の子どもの数に伴う保育運営の検討 保小中一貫教育の検討 保育園情報提供のための関係機関 外国籍の子どもにも対応できる体制整備 		<ul style="list-style-type: none"> 児童相談所及び児童家庭支援センターとの連携 保小中連携による情報共有体制の強化 	

こども家庭センターは国が掲げる方針である包括的な子育て支援強化に沿い、すべての妊産婦・子育て世帯・こどもの包括的な支援を行う施設としての運営を行っており、設置の目的は以下 3 点である。

① 相談窓口の一本化

子育てに関する様々な相談窓口を一本化することで村民にとって迷いなく相談を行いやすい体制を構築し、村民における子育て負担の減少を図る。副次的な効果として、一本化された相談窓口による適切な担当者の割り当てにより、村全体で見た子育て支援業務の効率化も期待している。全国の地方自治体と同様、生産年齢人口の減少が課題として存在する喬木村において、業務の重複を極力減らすことで効果的な子育て支援運営を実現する。

② こども・家庭に関する情報の一元化

窓口の一本化に加えてこども・家庭に関する情報についてもこども家庭センターで一元化して管理することを目指す。これにより、こども・家庭の状況について多角的な観点から把握することを可能とし、潜在的に支援が必要なこども・家庭の早期把握を可能とすることを狙う。こども・家庭領域におけるデータ・業務の分散管理による弊害は令和5年3月10日に開催された大臣とEBPM有識者との意見交換会における中室先生資料においても指摘されており、経済困窮を抱えている家庭が経済困窮以外の課題を同時に抱える可能性の高さや、これらの問題に関連するデータが行政の縦割りによって分散管理されることで所管横断的な情報共有が妨げられ、重層的な課題を抱えるこどもに対する支援が十分に行われているとは言えないとされている。

③ ①②を踏まえた総合的・切れ目のない支援の実現

相談窓口並びに情報の一元化を行うことで、最終的には総合的・切れ目のない支援を実現する。特に、保育園・幼稚園から小学校、あるいは小学校から中学校というステージの変わり目における情報の分断をなくし、情報を断続的に集約することで、喬木村としての総合的・切れ目のない支援体制を構築することを目指す。

1.2. 実証事業の内容

令和6年度事業では、体制・法的整備等を実施した上で、ダッシュボードサービス「ヨリソル」を活用し、小中学生の児童生徒を対象としたこどもデータの一元化・可視化を行った。また、それらの情報を活用した学校関係者による見守りを実施した（事業期間の制約等により実際の支援につながる児童生徒の抽出には至らなかった）。

令和7年度は次年度以降の継続的なこどもデータ連携を見据え、こどもデータ連携の取組による効果の最大化を目指した。具体的には、データ項目の有効性の検証や、支援・見守りを行う際の連携体制や業務フローの改善等効果検証にも重点的に取り組んだ。なお、令和6年度からの変更点としては、以下の3点が挙げられる。

① 対象者の拡大

小中学生に加え、以上児（定義：喬木村の保育園に通う年少・年中・年長のこどもを指す）を新たな対象者に加えた。

② 収集データの拡大と抽出ロジックの改善

令和6年度収集したデータに加え、新たに基本連携データ項目に加わっているデータ等、新規データの追加を検討した。加えて、抽出ロジックについても改善を検討した。

③ こどもデータ連携の新たな価値の創出

構築するこどもデータ連携の仕組みについて、本来のプッシュ型・アウトリーチ型支援の実現に加え、本取組の新たな価値創出として他の活用用途が考えられないか、探索・検討すべく関係機関へのヒアリングを実施した。

図表 1-3 令和7年度の実証事業概要

対象とする困難の類型	虐待、貧困、いじめ（不登校）
実施事項	<ul style="list-style-type: none">データ連携（リスク判定）項目、リスク閾値の検討及び精査令和6年度構築済みシステムの見直し庁内外への連携体制、個人情報保護に関する検討及び整理庁外への情報共有のタイミング・方法の改善及び整理効果検証の実施
データ連携・支援の対象となったこどもの範囲	喬木村在住の3歳～15歳のこども（村内の小・中学校及び保育園に所属する約580名）
連携するデータ項目の選定（第2章）	以上児を対象としたデータ項目を選定した。
判定基準の検討（第3章）	「学校が所有しているデータ群の該当数」と「学校以外が所有しているデータ群の該当数」を基に判定基準を作成した。その際、特に関連性が高いと考えられる項目については、重み付け（判定への影響度に応じて、スコアに加算される点数の比重を調整すること）を行った。
個人情報の適正な取扱いに係る整理（第4章）	令和6年度に検討した内容に基づき、令和7年度実証事業においては「個人情報保護法第

	69条第2項第2号・第3号」に基づく、相当の理由がある場合の目的外利用として整理とした。令和8年度以降は、目的内利用又は法令に基づく目的外利用として取り扱えるよう、整理した。
仕組みの構築（第5章）	令和6年度実証事業において構築済みのシステム「ヨリソル」の運用及び機能の見直しを実施した。
システムによる判定の実施（第6章）	ヨリソルにて、対象者ごとに困難度合いのスコア算出を実施した。 判定結果による絞り込みは実施せず、算出したスコアは人による絞り込みの際の優先順位づけ等、参考に留める形とした。
支援に向けた人の目による絞り込み（第6章）	システム判定により算出されたスコアを踏まえ、実証校にて見守りを実施した結果、43名のこどもが「支援の必要性が高い」と判断された。
支援の実施（第6章）	上記43名について、支援の必要性を検討した上で、5名を予防的支援に接続、38名は見守りを継続することとした。
事業の評価・分析（第7章）	令和6年度実証事業と同様の指標を用いて、定量的に事業効果を測定した。 また、副次的な効果についても整理した。

1.3. 業務プロセス

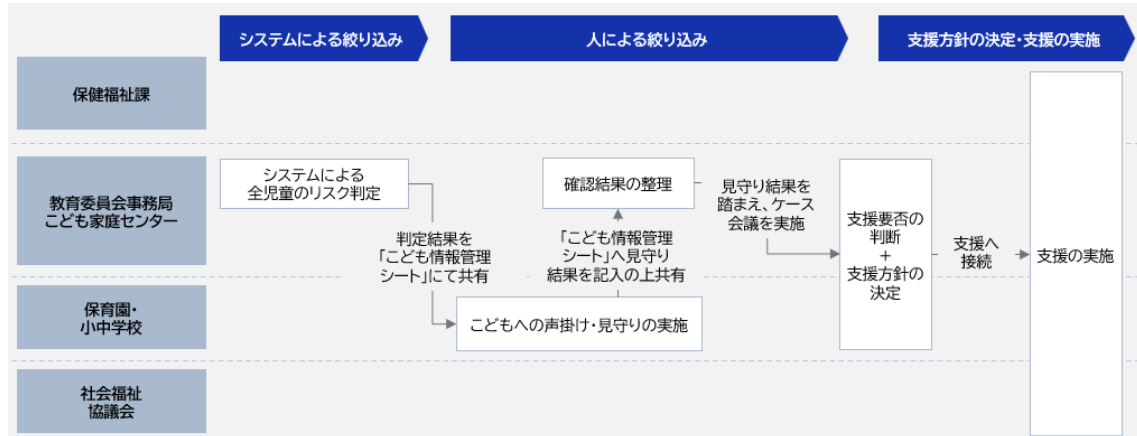
令和7年度実証事業では、以下図表 1-4 にて示す業務プロセスを実施した。

「ヨリソル」に各課からの提供データを連携し、連携データ項目への該当有無を基準としたリスク判定を実施し、判定結果は「こども情報管理シート」へ出力した。

さらに、データ項目の有効性検証の観点から、システムにより高リスクと判定されたこどものみならず、リスク判定を実施した全児童生徒についての判定結果を教職員へ共有した。共有した「こども情報管理シート」の内容に基づき、教職員を中心とした児童生徒への声かけ・見守り等を実施した上で、支援の必要性を再度検討してもらうよう依頼した。

その検討結果をこども家庭センターで収集し、各関係機関と連携しながら見守りや個別支援の実施を検討した。

図表 1-4 業務プロセス



1.4. スケジュール・実施体制

1.4.1. スケジュール

本実証事業は、以下図表 1-5 のとおり実施した。

カテゴリ	団体・部署	担う役割
		が必要な子どもや家庭の早期把握、活用主体への情報提供等を行う。
保有・管理主体	喬木村教育委員会事務局 子ども教育係	要保護児童対策地域協議会・就学判断・保育園に関するデータの提供を行う。
	喬木村保健福祉課 福祉係	児童扶養手当・障がい・生活保護に関するデータの提供を行う。
	喬木村保健福祉課 健康保険係	母子手帳・乳幼児健診・予防接種に関するデータの提供を行う。
	小・中学校、保育園	出欠席に関するデータの提供を行う。
活用主体	喬木村教育委員会事務局 子ども家庭センター	潜在的に支援が必要と判定された子どもや家庭に対する支援に際した情報提供や支援の実施を担う。
	喬木村保健福祉課 健康保険係 保健師	(同上)
	小・中学校、保育園	支援の必要性に関して人の目による絞り込みを行う。
分析主体	みずほリサーチ& テクノロジーズ株式会社	事業全体に関する推進支援、利用データ項目選定支援、法的整備支援、支援への接続推進支援、効果検証支援等を担う。
	プラスアルファ・コンサル ティング株式会社	事業全体に関する推進支援、利用データ項目選定支援、子どもデータ連携の仕組み構築支援等を担う。
支援にかかわる 団体	下伊那子ども家庭センター こっこ	潜在的に支援が必要と判定された子どもや家庭に対する支援に際した情報提供等を必要に応じて実施する。
	こども発達センター ひまわり	
	社会福祉法人 喬木村社会福祉協議会	
	主任児童委員、民生委員	
外部有識者	喬木村顧問弁護士 宮下将吾先生	本事業推進に当たり必要に応じてヒアリングを実施する。
	一般社団法人 エビデンス共創機構	

カテゴリ	団体・部署	担う役割
	公益財団法人 子どもの発達科学研究所 和久田学主席研究員	
	学校法人西軽井沢学園 創設者・理事長 奥田健次先生	
	合同会社未来教育デザイン 代表社員 平井聡一郎先生	

1.5. 本業務に要する費用

本実証事業に要する費用は以下図表 1-7 のとおり。

図表 1-7 令和 7 年度実証事業の見積費用

区分	費目	小計 (円)
データの取得に必要な経費	連携データの選定に係る検討、 利用データの抽出・加工に係る 人件費	1,500,000
データの連携・共有に必要な経 費	ヨリソル新機能も用いた困難 なこどもの抽出ロジック検討、 ダッシュボードの画面構成検 討に係る人件費	2,000,000
	ヨリソルの改修・利用に係る利 用料	2,205,000
本事業により把握した支援が 必要な子どもや家庭を支援に つなぐ際に必要な経費	支援の実施（人の目による支援 の必要性判断の実行、支援の方 策検討、必要な見守り・支援の 実施）における実行支援に係る 人件費	3,000,000
事業効果の評価・分析等に必要 な経費	検証に関する関係者へのヒア リングや机上検討に係る人件 費	3,000,000
その他の本事業の実施に当た り直接必要となる経費	法的整理の検討、検証受託事業 者が作成する事例集への掲載 に向けた各種ヒアリング対応 に係る人件費	1,810,000
	ヒアリング対応に係る交通費・ 出張旅費	30,808
合計（税抜）		13,545,808
合計（税込）		14,900,388

第2章連携するデータ項目の選定・準備

2.1. データ項目の検討・取得可能性調査

令和7年度実証事業においては、「基本連携データ項目」の活用を前提とし、各項目の管理主体及び管理方法を整理した上で取得可能性について検討を行った。「基本連携データ項目」とは、「こどもデータ連携ガイドライン」（令和7年3月）で定義された19のデータ項目である。

また、令和6年度実証事業に活用したデータ項目について、その有効性や継続的なデータ収集の観点から、基本的には令和7年度も引き続き活用することとした。また、以上見の欠席日数や体重に係るデータ選定に関しては、「基本連携データ項目」を参照の上、喬木村におけるデータ保有の有無を判断基準とした。

なお、令和6年度の「こどもデータ連携実証事業 成果報告書」において示された、困難の種類との関連性が示唆されたデータ項目についても、本事業への取込みの可否や有効性を適宜検討した。

2.2. データ項目の選定結果

2.1を踏まえて、本実証事業にて連携するデータ項目及び保有・管理主体は以下図表2-1及び図のとおりである。

図表 2-1 基本連携データ項目の選定結果

No.	データ項目	利用有無 有：○ 無：×		備考（利用できない理由等）	管理システム名等	管理主体
		令和7年度	過年度			
1	要対協のケース進行管理台帳_（こども氏名）	○	○		Excel	教育委員会
2	一時保護児童票_（こども氏	○	○		Excel	教育委員会

No.	データ項目	利用有無 有：○ 無：×		備考（利用できない理由等）	管理システム名等	管理主体
		令和7年度	過年度			
	名)					
3	3～4 か月児健診結果_健診受診日/1 歳 6 か月児健診結果_1 歳 6 か月児健診受診日/3 歳児健診結果_3 歳児健診受診日	○	○		Excel	教育委員会
4	3～4 か月児健診アンケート_（出来事）感情的に叩いた/1 歳 6 か月児健診アンケート_（出来事）感情的に叩いた/3 歳児健診アンケート_（出来事）感情的に叩いた	×	×	令和7年度対象としている児童生徒のうち、最高年齢は中学3年生の15歳であるが、その児童生徒に関する3～4か月検診データは約15年前となりデータが存在しない、あるいはデータが紙ベースで存在しておりデータ化の負担が大きいことがあり、使用しなかった。	—	—
5	3～4 か月児健診アンケート_（出来事）家に残して外出/1 歳 6 か月児健診アンケート_（出来事）家に残して外出/3 歳児健診アンケート_	×	×	同上	—	—

No.	データ項目	利用有無 有：○ 無：×		備考（利用できない理由等）	管理システム名等	管理主体
		令和7年度	過年度			
	（出来事）家に残して外出					
6	3～4か月児健診アンケート_（出来事）長時間食事を与えなかった/1歳6か月児健診アンケート_（出来事）長時間食事を与えなかった/3歳児健診アンケート_（出来事）長時間食事を与えなかった	×	×	同上		
7	3～4か月児健診アンケート_（出来事）子どもの口をふさいだ/1歳6か月児健診アンケート_（出来事）子どもの口をふさいだ	×	×	同上		
8	3～4か月児健診アンケート_（出来事）子どもを激しく揺さぶった/1	×	×	同上	—	—

No.	データ項目	利用有無 有：○ 無：×		備考（利用できない理由 等）	管理シス テム名等	管理主体
		令和7年 度	過年度			
	歳6か月児健 診アンケート_ (出来事) 子 どもを激しく 揺さぶった					
9	1歳6か月児 健診結果_パー センタイル値 (体重)/3歳 児健診結果_パ ーセンタイル 値(体重)/健 康診断一般_体 重	○	○	小中学校で実施している 児童生徒健康診断票情報 を活用	校務支援 システム	各学校
10	精神障害者保 健福祉手帳情 報_主たる精神 障害コード	○	○		住民情報 管理シス テム(リ ームス)	保険福祉課 福祉係
11	障害児支援申 請決定情報_受 給者証番号	○	○		住民情報 管理シス テム(リ ームス)	保険福祉課 福祉係
12	出欠の記録_欠 席日数	○	○	2025年度4月~9月の データを使用	校務支援 システム	各学校
13	遅刻日数	○	○	2025年度4月~9月の データを使用	校務支援 システム	各学校
14	学校等でのア ンケート・セ ルフメンタル チェック等の	○	×	2025年度4月~9月の データを使用	フィルタ リングシ ステム(i- フィルタ	各学校

No.	データ項目	利用有無 有：○ 無：×		備考（利用できない理由等）	管理システム名等	管理主体
		令和7年度	過年度			
	判定結果				ー)	
15	届出時妊娠週数	○	×		健康かるてシステム	保険福祉課 健康保険係
16	妊婦健診結果_受診日	○	○		住民情報管理システム（リームス）	保健福祉課 健康保険係
17	産婦健診結果_EPDS 評価点数	○	○		住民情報管理システム（リームス）	保健福祉課 健康保険係
18	決定個人情報_開始年月日	○	○		Excel	保健福祉課 福祉係
19	支給情報_支給区分	○	○		Excel	保健福祉課 福祉係

図表 2-2 基本連携データ項目以外のデータ項目の選定理由等

No.	追加データ項目	利用有無 (令和7年度)	利用有無 (過年度)	関連する困難 類型	選定理由/その他特記事 項	管理システム名等	管理主体
1	WEB QU（アンケート）※	○	○	貧困 虐待 不登校	学校生活における児童生徒の心理的状況を把握することが可能と考えたため。	学習 e ポータル （まなびポケット）	各学校
2	健康カルテ （予防接種履	○	○	貧困 虐待	予防接種履歴の有無をデータとして活用した。	健康かるてシステム	保健福祉課 健康保

No.	追加データ項目	利用有無 (令和7年度)	利用有無 (過年度)	関連する困難 類型	選定理由/その他特記事 項	管理システム名等	管理主体
	歴)			不登校		ム	険係
3	就学相談	○	○	貧困 虐待 不登校	過去の就学相談有無が困難の類型に関連するものと考えたため。	Excel	教育委員会
4	虫歯の数	○	×	貧困 虐待 不登校		健康からシステム又は校務支援システム	保健福祉課健康保険係 各学校
5	妊婦時喫煙有無	○	×	貧困 虐待 不登校		健康からシステム	保健福祉課健康保険係
6	保育園児の欠席日数	○	×	貧困 虐待 不登校		保育システム	保育園
7	体重(保育園児)	○	×	貧困 虐待 不登校		保育システム	保育園
8	母子父子家庭該当有無	○	○	貧困 虐待 不登校	基本連携データ項目No.19のデータに母子・父子家庭の状況を含めて活用	Excel	保健福祉課福祉係

※Web QU とは、web ブラウザ上で利用できる学級経営サポートシステムで、学校・学級生活への不適応・不登校・いじめ被害の可能性の高いこどもを早期に発見できる心理テストのこと。

2.3. データの準備・加工

2.3.1. アナログ情報のデジタル化

以下のアナログ情報をデジタル化の対象とした。

- ・ 乳幼児の健診記録（保健福祉課健康保険係保有）※平成 30 年以前の記録
- なお、デジタル化の手法としては、Excel シートへの手動入力を行った。

2.3.2. データの加工

データ連携に当たっては、以下の目的に対応するため、データの加工を実施した。

- ・ 個人情報の保護（名前・住所・年齢・学年・性別等の情報削除）
- ・ 統一コードの附番
- ・ 分析に適した形式への変換

主な加工内容及びツールは以下のとおりである。

図表 2-3 データの加工内容

No	加工内容	ツール・手法
1	個人識別情報（氏名、住所、生年月日、性別 等）を削除	Excel 上で当該情報を削除
2	村内で全村民に対して独自に採番・附番している、世帯コード・宛名コードを用いて児童生徒に対して統一のコードを附番	Excel 上で世帯コードと宛名コードを Excel 関数により統合
3	ダッシュボードシステム（ヨリソル）へのデータ投入に際して、既存データの行列変換、日付データの形式変更、統合セルの解除等を実施	Excel 内にて手動で実施

2.3.3. 名寄せ

データ連携に当たっては複数のシステムからデータを取得しており、統一キーを設定する必要があった。住民情報管理システムにて村内で独自に附番している世帯コード・宛名コードが複数のデータ項目に含まれていたことから、2種類のコードを統合したキーを統一キーとして設定した。具体的な名寄せの手順は以下のとおりとなる。以下、No.1~3の作業について、教育委員会・こども家庭センター職員 2 名が各 3 時間程度の時間を要したため、計 6 時間程度を要した。

図表 2-4 名寄せ手順

No	手順	作業概要
1	宛名番号・世帯番号での突合	住民情報管理システム等から出力されたデータについて宛名番号・世帯番号をキーとして突合
2	氏名・住所等での突合	キー情報を保持していないシステムから出力されたデータについては、基本 4 情報（氏名、生年月日、性別、住所）等を利用して、突合し、統一キーを附番
3	外字の修正作業	名寄せにおいて外字により突合できなかった氏名について手作業で修正を実施

名寄せを実施後、SaaS となるダッシュボード（ヨリソル）には個人情報を除いて全データを投入する必要があった。支援への接続においてはダッシュボード上に投入された個人情報を除いたデータを、各児童生徒の情報と容易に紐づけられる必要があったため、Excel 上で統一 ID をキーとして情報を紐づけ可能な関数を実装し、効率的な運用につなげた。

2.4. データの準備に係る諸課題への対応

データ項目の検討に当たっては、村内の各部署から横断的にデータを収集したため、データの形式や共通するキー項目が存在しないことが課題であった。そのため令和 6 年度と同様に、令和 7 年度実証事業では、一時的にデータの加工・名寄せを実施した。（2.3.2 及び 2.3.3 に記載のとおり。）

また、令和 6 年度の名寄せにおいては、紐づけに使用した名簿のうち、外字対応を行わなかったため、名簿と各ファイルデータを突合する際にエラーが出た。特に学校から受領した 15 のデータファイル（5 項目×3 校分）にて、同一人物に対しエラーが出たため手動で解消した。そのため、令和 7 年度は、紐づけする名簿の外字を常用漢字へ変換したのちに紐づけを行うことで、その後の処理でエラーが 0 件となり作業が軽減された。

また、データ加工後の文字コードが担当者や使用ツールごとに統一されず、端末設定に依存していたため、インポート時に文字コードが混在し再インポート作業が発生していた。これを防ぐため、加工後に文字コードを確認し、対応外の場合は変換するチェックフローを追加することで解消すると考える。

第3章 判定基準の検討

3.1. 判定基準の設計過程

令和7年度は、令和6年度に構築済みのロジックを活用した。なお、当初の判定基準の設計過程については「令和6年度 こどもデータ連携実証事業 各採択団体における成果報告書 喬木村」P18を参照されたい。

また、令和6年度実証事業での課題を踏まえ、令和7年度は以下3項目を新たに検討した。

【ロジック全体の見直し】

困難の類型ごとの判定ロジック（重みづけ）を設定せず、「何かしらの困難を抱えている可能性が高い」という、困難の類型を特定しない判定結果を出力した。

これは、本情報の還元先となる学校での活用実態として、「いじめ（不登校）」・「貧困」・「虐待」という困難の類型を意識して見守りを行うわけではなく、「何かしらの困難を抱える可能性がある」という受け止めをした上で見守りを行っているためである。

【個別データの閾値見直し】

遅刻に関する閾値となる日数の見直し（閾値を下げる）や遅刻理由を判定に用いることを検討した。日数の見直しにおいては、令和6年度において遅刻に該当する児童生徒が少なかったことを踏まえ、閾値を「出席日数のうち5割以上」に変更した。一方で、遅刻理由については、5.2.2にて詳述するフリーテキストの利用に係る検討結果に伴い、令和7年度は利用を見送ることとした。

また、希死念慮に関する重みづけについても、誤判定（歌の歌詞を検索した際に希死念慮に紐づくものとして判定されてしまう等）を考慮した閾値の見直しを実施した。

【以上児の判定基準設計】

基本連携データ項目を参考に以上児に関する判定基準の検討を行った。基本的な考え方としては、小中学生におけるデータ項目・閾値を流用した上で、該当することがあり得ない項目（希死念慮等）については活用対象外とする流れで検討を行った。また、保育園児は一般的に体調を崩しやすく欠席となる確率が小中学生より高いことを考慮し、単純な欠席日数をカウントするのではなく、特別な事情による欠席回数をカウントする方針とする等、保育園児の属性を踏まえたデータ項目・閾値を設定した。

さらに、令和6年度は困難度合いの点数に応じてリスク判定をA（リスク高）からE

(リスク低) 及び F (該当なし) の 6 つに分類したが、令和 7 年度は「こども情報管理シート」の判定結果欄に点数そのものを表示することで、判定結果の濃淡をより明確化できるよう改善した。

3.2. 判定基準に用いたデータ項目

算出した分析ロジックに用いたデータ項目は、以下のとおり。

図表 3-1 分析に用いたデータ項目と選定理由

分析に用いたデータ項目	基本連携データ項目	利用有無		分析に用いた理由
		小中学生	以上児	
要保護児童対策地域協議会（要対協）への登録履歴がある）	○	○	○	こどもデータ連携ガイドラインに沿って判定に活用した。
一時保護された履歴がある	○	○	○	同上
3～4 か月児健診を受けた履歴がない/1 歳 6 か月健診を受けた履歴がない/3 歳児検診を受けた履歴がない	○	○	○	同上
1 歳 6 か月/3 歳児検診において、低体重であった/学校における児童生徒等の健康診断において、低体重であった	○	○	×	同上
こどもに発達障害があり、精神	○	○	○	同上

分析に用いたデータ項目	基本連携データ項目	利用有無		分析に用いた理由
		小中学生	以上児	
障害者保健福祉手帳を所持している				
障害児支援受給者証の発行歴がある →児童通所支援受給者証に読み替える	○	○	○	同上
小・中学校の欠席日数が多い	○	○	×	同上
小・中学校の遅刻が多い	○	○	×	同上
こども自身が心身の不調や希死念慮を抱えている	○	○	×	同上
母子手帳交付時点での妊娠の週数が12週以降である場合	○	○	○	同上
当該こどもの出産に際し、妊婦検診を受けた履歴が全くない	○	○	○	同上
当該こどもの出産に際する産婦健診において、EPDS（エジンバラ産後うつ病問診票）評価点数が高い	○	○	○	同上
当該こどもの属	○	○	○	同上

分析に用いたデータ項目	基本連携データ項目	利用有無		分析に用いた理由
		小中学生	以上児	
する世帯が生活保護を受給している				
当該こどもを監護する者等が児童扶養手当を受給している	○	○	○	同上
当該こどもと同一世帯の者が、身体障害者手帳/療育手帳/精神障害者保健福祉手帳を所持している	○	○	○	同上
WEB QU（アンケート）	×	○	×	学級内での生活に問題がある場合、その背景に何らかの困難を抱えている可能性があるためと判断したため
予防接種記録有無	×	○	○	予防接種の履歴が無い場合、家庭が何かしらの問題を抱えている可能性があるためと判断したため
就学相談有無	×	○	×	過去に就学相談の履歴がある場合、当該児童生徒あるいは家庭が何かしらの問題を抱えている可能性があるためと判断したため
虫歯の数	×	○	○	令和5年度の実証事業結果を踏まえ、判定に活用
妊婦時喫煙有無	×	○	○	同上
保育園児の欠席日数	×	×	○	小中学生における欠席日数に置き換わるデータとして活用
体重（保育園児）	×	×	○	小中学生における低体重に置き換わるデータとして活用
母父子家庭該当有無	×	○	○	母父子家庭に該当する場合、家庭におけるこどもの支援に目が行き届かない可能性があるためと判断したため

3.3. 判定基準の特徴

喬木村の分析モデルは、判定結果に「学校が所有しているデータ群の該当数」と「学校以外”が所有しているデータ群の該当数」を反映した点が特徴的である。特に、「学校以外が所有しているデータ群の該当数」の割合が高いこどもは、教職員が知り得ない、又は学校生活上は表れにくい困難を抱えている可能性があると判断したためである。

また、令和6年度と同様に、世帯間で同様のリスクが連鎖しやすいといった現場職員（ケースワーカー）の実体験を踏まえ、連携データ項目とは別に、「きょうだいに関する困難の状態」の紐づけを実施した。具体的には、世帯番号が同一のこどもをきょうだいとして識別した上で、ヨリソル上でのきょうだいのリスク度合いが高い場合に、他方のきょうだいのスコアを加算するという仕組みを実装した。これにより、児童生徒の困難さをより多角的な情報を用いて算出できるようになった。

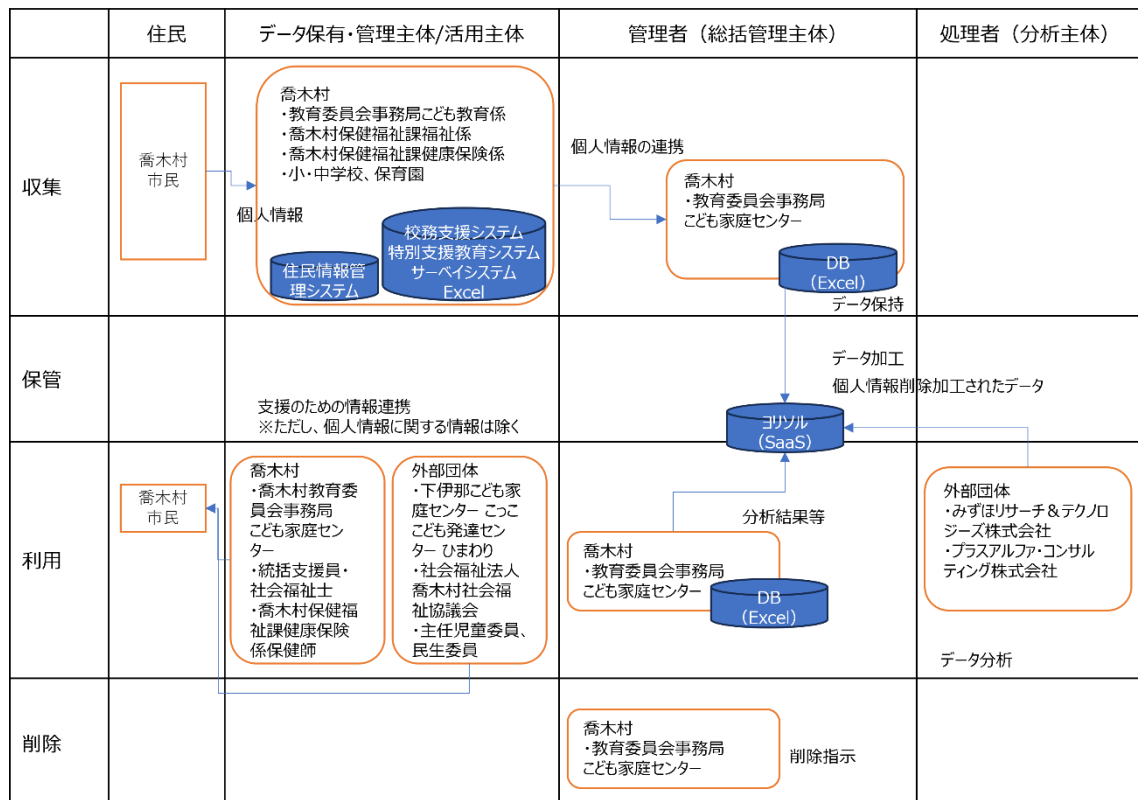
第4章 個人情報の取扱いに係る整理

4.1. 個人情報授受に係る法的整理

4.1.1. 個人データ連携に関係する関係部署及び連携フロー

令和7年度実証事業においてデータ連携する関係部署は以下図表 4-1 のとおり。教育委員会事務局子ども家庭センターが「総括管理主体」、みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社及び株式会社プラスアルファ・コンサルティング株式会社が「分析主体」、教育委員会事務局子ども家庭センター（統括支援員）及び保健福祉課健康保険係が「活用主体」としてデータのやり取りを行った。

図表 4-1 個人データ処理の業務フロー図



4.1.2. 法的整理の進め方・体制

個人情報保護法への対応に当たり、令和6年度実証事業と同様、「こどもデータ連携ガイドライン」（令和7年3月）を参考に、①個人情報の取扱いに応じた整理、②データを取り扱う主体の整理・役割分担（体制、手続き上の留意点）を実施し、各データの個人情報の取扱いに応じた整理方針を検討した。

検討体制として、保有管理主体からの連携データ取得に係る法的整理の検討に当たっては、総括管理主体であるこども家庭センター（教育委員会事務局）と村内の個人情報に関する主管部署となる総務課にて法的整理観点を明確化し、検討を実施した。また、観点の整理に当たっては、確認観点を各データ保有主体に連携した。

その上で、検討結果について、喬木村顧問弁護士である宮下将吾先生へヒアリングを実施し、法的観点からの見解を得ることとし、最終的には喬木村長の承認を経て本実証事業におけるデータの利用を実施した。

4.1.3. 法的整理の結果

令和7年度実証事業では、個人情報の取扱いに当たり、「こどもデータ連携の取組」の継続的な実施を見据え、令和7年度のみならず、令和8年度以降の利用目的の整理も実施した。

【令和7年度実証事業における取扱い】

令和7年度実証事業の個人情報の取扱いは、令和6年度実証事業と同様の整理とした。

教育委員会にて保有する個人情報を内部利用する場合については、「個人情報保護法第69条第2項第2号」に基づく、目的外利用と整理した。

また、首長部局（保健福祉課）が保有するデータについても、「個人情報保護法第69条第2項第3号」に基づく目的外利用と整理した。

なお、新たに保有する個人情報を利用する場合において、「個人情報保護法第61条第1項」に基づき、利用目的を特定した上で、特定した利用目的のための内部利用及び外部提供（こどもデータ連携ガイドライン4.2.2）と整理し、総括管理主体がデータを取得した。

利用目的（教育委員会にて保有するデータ）：潜在的に支援が必要なこどもや家庭を早期に発見し支援につなげる事業において、速やかにデータ連携を実施し、人の目では見過ごされがちな対象者を抽出すること。

【令和8年度以降における取扱い】

教育委員会にて保有する個人情報を内部利用する場合、首長部局（保健福祉課）にて保有する個人情報を外部提供する場合ともに、「個人情報保護法第 61 条第 1 項」に基づき、目的内利用及び外部提供と整理した。整理の根拠は以下のとおりである。

(ア) 教育委員会にて保有するデータ

データを利用する教育委員会の事務分掌（喬木村教育委員会事務局組織規則第 4 条 子ども教育係(18)）の範囲に、本実証事業の主旨である、困難を抱えるこどもたちの早期発見・支援を行う業務が含まれると考えられ、目的内利用と整理した。

なお、教育委員会にて保有するいずれのデータについても、子ども教育係の事務分掌（喬木村教育委員会事務局組織規則第 4 条 子ども教育係(18)）に記載されている「その他教育に関する」業務で利用するためであると解釈することができ、本実証事業の利用目的である「潜在的に支援が必要なこどもや家庭を早期に発見し支援につなげる事業において、速やかにデータ連携を実施し、人の目では見過ごされがちな対象者を抽出すること」と同じ利用目的であるとした。

(イ) 首長部局（保健福祉課）にて保有するデータ

データを保有する保健福祉課の事務分掌（喬木村組織規則第 2 条 保健福祉課福祉係(カ)）の範囲に、本実証事業の主旨である、困難を抱えるこどもたちの早期発見・支援を行う業務が含まれると考えられ、目的内利用と整理した。

なお、保健福祉課にて保有するいずれのデータについても、保健福祉課福祉係の事務分掌（喬木村組織規則第 2 条 保健福祉課福祉係(カ)）に記載されている「児童福祉に関する」業務で利用するためであると解釈することができ、本実証事業の利用目的である「潜在的に支援が必要なこどもや家庭を早期に発見し支援につなげる事業において、速やかにデータ連携を実施し、人の目では見過ごされがちな対象者を抽出すること」と同じ利用目的であるとした。

4.2. 個人情報等の取扱いにおける留意点

令和 7 年度実証事業では、令和 6 年度実証事業にて検討した内容に基づき、以下 5 点を実施した。

① 個人情報ファイル簿の作成検討

「個人情報保護法第 74 条第 2 項第 9 号」に基づき、喬木村では本事業で取り扱う情報について、対象者が 1,000 名未満であることを考慮し、個人情報ファイル簿の作成は法令上作成義務の対象外であることから、令和 7 年度の取組においては個人

情報ファイル簿を作成しなかった。

ただし、今後対象者の数が1,000名を超過する場合には、個人情報保護法及び「こどもデータ連携ガイドライン」に基づいて、総括管理主体である教育委員会事務局こども家庭センターにて個人情報ファイル簿を作成する。

② 個人情報の取扱いの委託等

喬木村が保有しているデータについては、個人情報削除加工・必要項目抽出等を適切に実施した上でヨリソル環境へ投入した。外部事業者に対しても、提供する情報に個人情報は含まれないものの、分析業務の委託契約において適切な情報管理を求めている。

③ 安全管理措置（組織的、人的、物理的、技術的）

【組織的安全管理措置】

組織体制としては、「喬木村情報セキュリティポリシー」にて最高情報セキュリティ責任者、統括情報セキュリティ責任者、情報セキュリティ責任者兼管理者、情報システム管理者、情報システム担当者、情報セキュリティ委員会を定めており、副村長を最高情報セキュリティ責任者としている。なお、セキュリティインシデントへの対応についても、庁内に整備されている「喬木村情報セキュリティポリシー」に準拠することとしている。

【人的安全管理措置】

個人情報データの取扱いにおいては「喬木村情報セキュリティポリシー」のほか、関連法令等を遵守する必要があることから、すべての情報システムは厳密な運用が実施されている。また、セキュリティ研修を毎年職員に実施している。

【物理的安全管理措置】

サーバ等の管理、管理区域（サーバ室等）の管理、通信回線及び通信回線装置の管理、職員等の利用する端末や電磁的記録媒体等の管理について「喬木村情報セキュリティポリシー」内で規定されており、本規定に則した物理的安全管理措置を本実証事業でも共通的に対応。具体的には、盗難防止のため、執務室等で利用するパソコンのワイヤーによる固定、モバイル端末及び電磁的記録媒体の使用時以外の施錠管理等の物理的措置等を徹底している。

【技術的安全管理措置】

コンピュータ及びネットワークの管理、アクセス制御、システム開発、導入、保守等、不正プログラム対策、不正アクセス対策、セキュリティ情報の収集について「喬木村情報セキュリティポリシー」内で規定されており、本規定に則した物理的安全管理措置を本実証事業でも共通的に対応する。具体的には、本実証事業で構築したヨリソルについてもID/Passwordを用いた認証を必要としており、アクセス制

御の観点から対策を実施している。

④ 開示、訂正、利用停止請求への対応

開示、訂正、利用停止請求があった場合には、個人情報保護法及び「喬木村個人情報保護法施行条例」に準じる対応を想定した。

⑤ 自己点検・監査

「喬木村情報セキュリティポリシー (9.2 自己点検)」にて、自己点検の実施方法や報告方法、活用方法を規定しており、上記ポリシーを遵守することとした。

4.3. プライバシー保護への対応

喬木村によるプライバシー保護に係る対応事項は以下のとおり。

① プライバシーガバナンス

プライバシーの保護の取組としては、「喬木村情報セキュリティポリシー」に指定される体制と同様の体制で対応した。総務課長をプライバシー保護責任者に指名し、実証事業を推進した。

② プライバシーに対する取組

「こどもデータ連携ガイドライン」の記載や令和6年度参画団体の実績を踏まえ、喬木村にて想定される対応を以下のとおり整理した。

(ア) 支援の必要性の判断における情報提供範囲の精査

学校に対して支援の必要性の判断を依頼したが、その際にすべての情報を提供するのではなく、首長部局（保健福祉課）が提供元となる各データ項目への該当有無については伝えることを避けた。また、データ項目の一覧に関する情報と併せてそのうち”何個のデータ項目に該当しているか”、という定量的な情報のみを提供情報に含める形式とした。

(イ) 対応方針の決定、見守り・支援の実施、フォローアップ・検証

ヨリソルの情報閲覧者はこども家庭センターのみに限定。学校やその他関係機関に対しては、情報の内容並びに範囲を適切に制限した専用フォーマットエクセルにて、情報を共有することとした。

③ プライバシー評価

現時点では計画していない。令和8年度以降、こどもデータ連携の取組を中長期的に継続していく場合において、データ取得やデータ活用に関するプライバシー評価の実施要否を検討する予定である。

第5章仕組みの構築

5.1. システムの概要及びデータ連携方式

5.1.1. システムの概要

本実証事業において利用したシステムの概要は以下図表 5-1 のとおりである。

図表 5-1 システムの概要

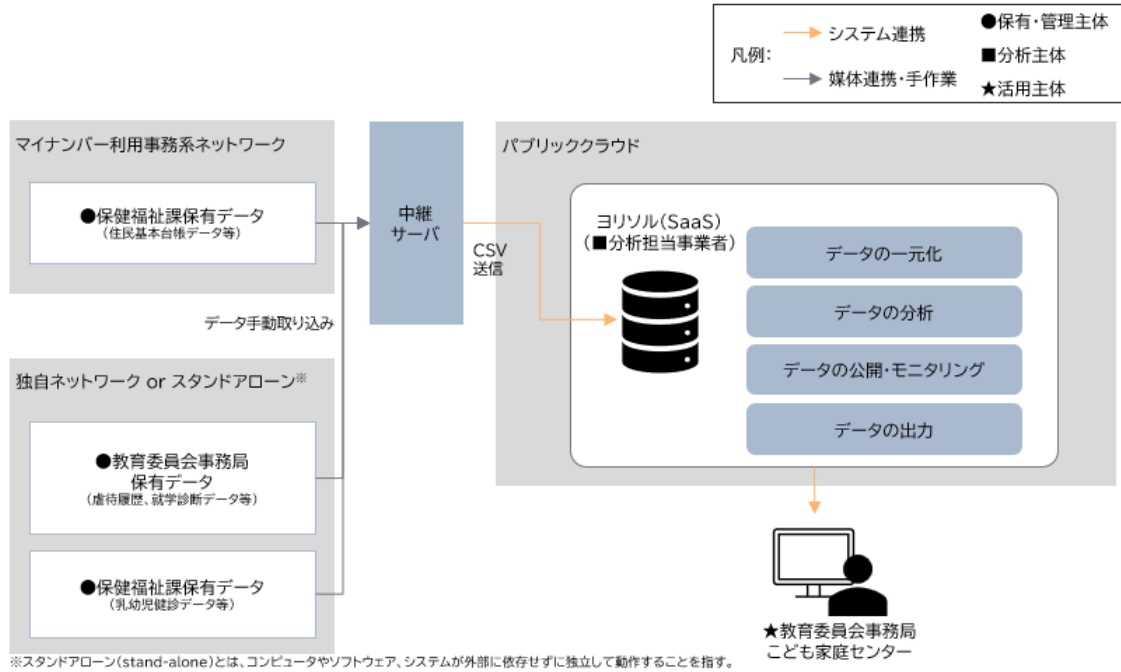
システム名	ヨリソル
機能概要	SaaS で提供されている機能を活用し、各データの集約・可視化を行うことに加えて、分析やカスタム帳票によるデータ出力を実施。
システム企画に当たり、留意・工夫した事項、システムの特徴等	本システムはパブリッククラウドにて提供される SaaS となるため、個人情報に該当する情報は投入しない方針とした。そのため、システム内で各児童生徒を識別するための統一キーを喬木村内で附番した上で各データを投入した。 ヨリソルはダッシュボードシステムとなるため、本システム内で各データ項目が困難度合にどの程度影響するかの重みづけの設定を自由に調整可能である。本特性を生かし、データ投入後の状況を確認しながらアジャイル的に重みづけに関する検討を実施した。また、ダッシュボード上でのフリーテキストの掲載や強調表示も実施可能となっている。

5.1.2. データ連携方式及びシステム構成

本実証事業におけるシステム構成図は以下図表 5-2 のとおりである。令和 7 年度は、令和 6 年度に構築済みのシステム構成を継続して利用した。

保健福祉課が所持する住民情報管理システム上のデータ（健康データ、障害データ、住民基本台帳情報）や教育委員会事務局が所持する校務支援システムデータ（出欠データ）、フィルタリングシステム、特別支援教育システム上のデータ（指導計画、アセスメント）やデータについては、個人情報削除加工・必要項目抽出等を適切に実施し、手動でヨリソル環境へのデータ投入を実施した。

図表 5-2 令和 7 年度実証事業に係るシステム構成



5.2. データ連携機能及び判定機能の構築

5.2.1. データ連携機能及び判定機能とその活用方法

システム上の主要なデータ連携機能、判定機能及び関係者による活用方法は以下のとおり。

図表 5-3 主要なデータ連携機能及び分析機能

No.	機能名	機能概要	機能詳細
1	データ連携機能	ID 管理	一意化の実現に向けて、任意の ID を付与し、データ更新が行われても同一 ID を付与する。
2	データ登録・更新機能	データ格納前処理	指定された授受方法・授受場所に配置されたデータの格納前処理を実施する。
	データ登録・更新機能	データ構造拡張対応	データ登録、更新操作及び、データの拡張に対しても、一意性を損なうことなく連携する。

No.	機能名	機能概要	機能詳細
3	判定機能	条件判定・抽出処理	あらかじめ設定した判別条件及び、任意の抽出条件にてデータ集約を実施する。
4	データ検索機能	条件検索	指定された条件にて当該データの抽出を実施する。
5	データ参照機能	データ可視化	検索したデータの参照及び、検出されたデータのグラフ化、地図化を実施する。
令和7年度追加した機能			
1	保育園／小学校・中学校向け スコアリング一覧表出力機能	分析スコア出力	<ul style="list-style-type: none"> ・ ヨリソルで分析したスコア一覧を Excel 形式で出力・印刷し、各関係機関で共有・活用する。 ・ ヨリソルで分析された「支援への接続が必要と想定されるこども」と、教職員が記録する「支援必要性」の情報を突き合わせ、両者のギャップを把握することで、支援の適切な検討に役立てる。

図表 5-4 判定機能の閲覧・活用方法

No.	活用主体	活用目的	活用方法
1	こども家庭センター	支援対象者のスクリーニング	ダッシュボード画面を参照し、困難度合が高いこどもを確認する。
2	こども家庭センター	支援対象候補者の抽出	困難度合が高いこどもについて、庁内関係部署や学校等との情報共有を行うため、データエクスポート機能を用いてダッシュボード内容をダウンロードする。
3	こども家庭センターと各関係機関	支援対象候補社に関する情報提供	困難度合の状況並びに該当している可能性があるデータ項目を一覧で示し情報提供する。

5.2.2. 実証事業における工夫及び今後の課題

【工夫点】

- ① プロファイリングや差別への配慮

令和6年度同様、ヨリソルによる判定結果を支援の実施主体（保育園・学校関係者等）に提供する際には、3.3にて前述したとおり、情報の粒度を上げて共有することとした点が工夫点である。これにより、過度な先入観を取り除いた上で、人の目による支援の必要性の判断につなげることができたと考える。

② ヨリソルを利用した柔軟なロジックの設定

表示画面においては、各学校の生徒について「基本連携データ項目」と「基本連携データ項目以外の項目」への該当数でソートした上で、閲覧可能な形式とした。これにより任意のデータ種類ごとにこどもの表示順序を変更することができるようになり、ダッシュボードとしての柔軟性が増した。さらに、画面にはスコアの合計数が表示されるため、スコアを降順に並び替えることで、こども家庭センター職員による見守りの優先度の確認を容易にした。

計算式の設定においては、例えば欠席データについては4月～9月までの半年分のデータを用い、当該期間で15日以上欠席しているこどもを判定に該当するものとして扱う等、ヨリソル内で判定ロジックを設定することで、システム外での不要なデータ加工の手間を極小化する仕組みとした。

【今後の課題】

ヨリソルに実装されている自然言語解析機能を活用し、フリーテキスト情報の解析結果を困難度合い算出におけるデータ項目の一つとして活用することを検討した。

ただし、現状すべての小・中学校に対して同一のフォーマットで実施しているアンケートがない状況、並びに限られた実証期間内で各学校へアンケートの依頼・回収を行うことによるスケジュール上のリスクを考慮し、令和7年度はフリーテキストの活用を見送ることとした。一方で、本仕組みを構築することでプッシュ型・アウトリーチ型の支援の高度化に加え、現状紙で実施しているアンケートは手作業によるデータ化の業務が発生しているが、この業務負担の軽減にもつながる取組となるため、今後の継続的な検討課題とした。

第6章 支援への接続

6.1. システムによる判定の結果

喬木村に住む3歳から15歳までのこども（村内の小・中学校及び保育園に通う576名）を対象に、システムによるリスク判定を実施し、何らかの困難を抱えている可能性をスコアとして算出した。

なお、令和7年度は判定結果による絞り込みは実施せず、算出したスコアは人による絞り込みの際の優先順位づけ等、参考に留める形とした。

図表 6-1 システムによる分析の結果

分析対象		システム判定スコアが 1点以上のこどもの人数	システム判定結果 (算出スコア)
以上児（3～5 歳）	保育園A（99名）	48名	8～0
	保育園B（11名）	5名	12～0
就学児（6～15 歳）	小学校A（262名）	71名	14～0
	小学校B（33名）	18名	12～0
	中学校（171名）	54名	27～0

6.2. 支援に向けた人による絞り込み

6.2.1. 人による絞り込みの手法

令和7年度の人による絞り込みは以下のとおりのプロセスで実施した。

- ① 全児童生徒について、システム判定により算出されたリスク度合いをこども家庭センターにて確認した。
- ② 教育委員会・校長・教頭・養護教諭・スクールソーシャルワーカーの協議内容を踏まえ、こども情報管理シートをこども家庭センターにて「既に支援が行われている」「支援の必要性が高いと判断された」「支援の必要性が低いと判断された」の3段階の選択肢より選び、記入した。その上で、保育園・小中学校の担任教職員に対してこども情報管理シートを連携した。
- ③ こども情報管理シートを踏まえ、学校や保育園の担任教職員が声かけや見守り

等の対応を実施し、支援の必要性の確認を行った。また、必要に応じて②で記載された内容を変更し、こども家庭センターへ情報を連携した。

- ④ 支援の必要性が高いと判断されたこどもについて、ケース会議でこども情報管理シートを基に支援方策や支援の優先順位を検討し、関係機関の役割を明確にした。
- なお、ケース会議については、固定の参加者を校長・教頭・養護教諭及び教育委員会とした。さらに、その他学年主任・担任等のこどもをよく知る教職員を対象者ごとに検討し、招集することとした。

なお、こども情報管理シートの表示画面及び内容については、以下図表 6-2 のとおり。

図表 6-2 こども情報管理シート

【機密情報】 喬木村こども家庭センター 児童生徒に関する困難度合いの判定結果一覧						喬木村立〇〇小学校/中学校
<small>喬木村こども家庭センターとこども家庭庁が実施している「こどもデータ連携実証事業」において、学校が所有しているデータと村保健福祉課等が所有しているこどもに関わるデータをクロス分析し、全児童生徒について何かしらの支援の必要性を定量的に示す指標である「困難度合い」の判定を実施しました。特に、「学校」以外が所有しているデータ群の該当数の割合が高いお子さんは、先生方が知り得なかったり、学校生活上は表れにくい困難を抱えている可能性があります。</small>						
<small>一方で、あくまで機械的に「困難度合い」を算出しているだけです。人の目によるチェックを行ったうえで必要に応じて支援を行うことが必要不可欠です。つきましては、日常的に各児童生徒と接している担任の先生等において、システムによる困難度合いの判定結果も踏まえて各児童生徒の状況を改めてご確認ください。その結果を「支援の必要性の確認結果」列にて回答いただけますと幸いです。なお、「支援の必要性の確認結果」列には、システムの判定結果等も踏まえて学校管理者やこども家庭センター等による所感を記入していますが、こちらを担任の先生等にて修正の上ご回答ください。</small>						
<small>今後、確認結果列で「②支援の必要性が高いと判断された」児童生徒については、こども家庭センターに情報共有いただいた上で、具体的な支援の実施を検討させていただきます。</small>						
No	年	組	氏名	システムによる困難度合いの判定スコア ※(参考)シート参照	学校が所有しているデータ群の該当数 ※(参考)シート参照	学校以外が所有しているデータ群の該当項目 ※(参考)シート参照
1						支援の必要性の確認結果 (以下より選択式) ①既に支援が行われている ②支援の必要性が高いと判断された ③支援の必要性が低いと判断された
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

6.2.2. 人による絞り込みの結果

まず、全 576 名のうち、前述の人による絞り込みプロセスを経て、「支援の必要性が高い」と判断されたこどもは 43 名であった。

上記 43 名について、支援の必要性を検討した上で、5 名を予防的支援に接続、38 名は見守りを継続することとした。

なお、以上児については、保育園の担任教職員が「こども情報管理シート」を参照したところ、既にこどもや家庭について状況を把握しているケースが多く、全ケースにおいて保育園内にて見守りを実施済みであることが確認された。

6.3. 実際の支援事例

6.3.1. こども等に対する取組内容

令和7年度に支援対象となったこども5名については、こどもや保護者と面談を実施し、困難の要因やニーズに合わせて、児童家庭支援センター等、適切な関係機関への接続をはかった。

また、令和7年度に行った支援結果については、以下図表 6-3 のとおり。

図表 6-3 支援内容

支援対象者数	5名
支援実施期間	令和7年12月～令和8年2月
支援行動	<ul style="list-style-type: none">・ こどもの見守り・ こどもへの声かけ・ こどもや保護者との個別面談・ 必要な支援関係者への接続
支援内容	<ul style="list-style-type: none">・ こどもや保護者の心境や家庭内の様子についての聴き取りを実施。必要な支援の提案等を行う。

6.3.2. こども等に対する支援の実施結果

令和7年度支援対象とした5名に対する定量的な支援結果は以下のとおり。

【支援内容】

- ・ 外部機関「下伊那こども家庭センターっこ」への接続：2件
- ・ 個別面談：3件

また、支援を実施した一部事例の詳細を以下図表 6-4 に示す。

※プライバシー保護の観点から、一部情報は修正して記載している。

図表 6-4 支援事例

フェーズ	ケース1	ケース2
判定前の状況	<ul style="list-style-type: none">・ 学校と保護者との接触が十分ではなかった。	<ul style="list-style-type: none">・ 不登校傾向にあり、生活リズムの乱れが顕著であっ

フェーズ	ケース 1	ケース 2
	<ul style="list-style-type: none"> 家庭状況や保護者の養育状況等の不明点が多かったため学校のみでの対応が難しかった。 	<ul style="list-style-type: none"> た。 学校としてはリスクを危惧していたが、支援につながりにくい状態が続いていた。
見守り・支援で確認できた支援対象の状況	<ul style="list-style-type: none"> 「学校以外が保有するデータにおける該当スコア」が高かったことから、学校だけでは把握しきれていなかった家庭の情報（生活リズムや保護者状況等）が明らかとなった。 	<ul style="list-style-type: none"> 支援へつながっていない子どものうち、学校内で最も判定スコアが高かった。 面談を実施したところ、「学校の心配」と「保護者の思い」がすれ違っていることが確認できた。
支援対象の状況・変化	<ul style="list-style-type: none"> 外部支援機関による本人と保護者との面談を実施。保護者の考えを学校に伝えることで、双方のつなぎ役となる。本人との面談は2週間に1回程度実施。外部支援機関との関係性が築けており家庭内の様子や考えを聞くことができている。今後中長期的な視野で、本人の学びの場（居場所）について協議していく。 	<ul style="list-style-type: none"> 保護者からは前向きな回答が得られ、保健師への相談につなげることができた。 保健師の関与により、学校・家庭・村の三者での継続的な見守り体制の必要性が早期に共有され、進学を見据えて中長期的な支援を見通した伴走が可能となったと考えられる。

6.4. 現行支援の在り方の見直し

令和7年度は、負担軽減のため、人の目による支援の必要性評価においては、校長等の管理職にて「こども情報管理シート」の初案を作成したが、担任教職員による確認結果と大きな相違はなかった。

また、校長・教頭からは、「評価項目はより細かく設定されているとよい」との意見があった。令和8年度以降の取組においては、以下①、⑤、⑥の3項目を追加で設定することを検討している。

【評価項目】

- ① 支援が既に行われているが、さらに必要
- ② 既に支援が行われている
- ③ 支援の必要性が高い
- ④ 支援の必要性が低い
- ⑤ 将来的に心配な点もあるが、現時点では問題なく、要観察
- ⑥ 支援の必要性なし

また、令和7年度は、保育園では新たに支援につながるケースはなかったことから、令和8年度以降の取組においては、従来把握できていなかったケースについても、潜在的に困難を抱える子どもや家庭の把握につなげていきたいと考える。

なお、子ども家庭センターと保育園のかかわり強化に向け、保育園の中では解決が難しいケースに対しては外部機関等の接続先を紹介し、支援につなげやすい体制の構築を目指す。

6.5. 支援・見守りの効果的な手法

子どもデータ連携の仕組みを、現場（学校・関係機関）に過度な負担なく実装し、継続的な支援につなげるための「年間業務サイクル」と「役割分担」を検討した。

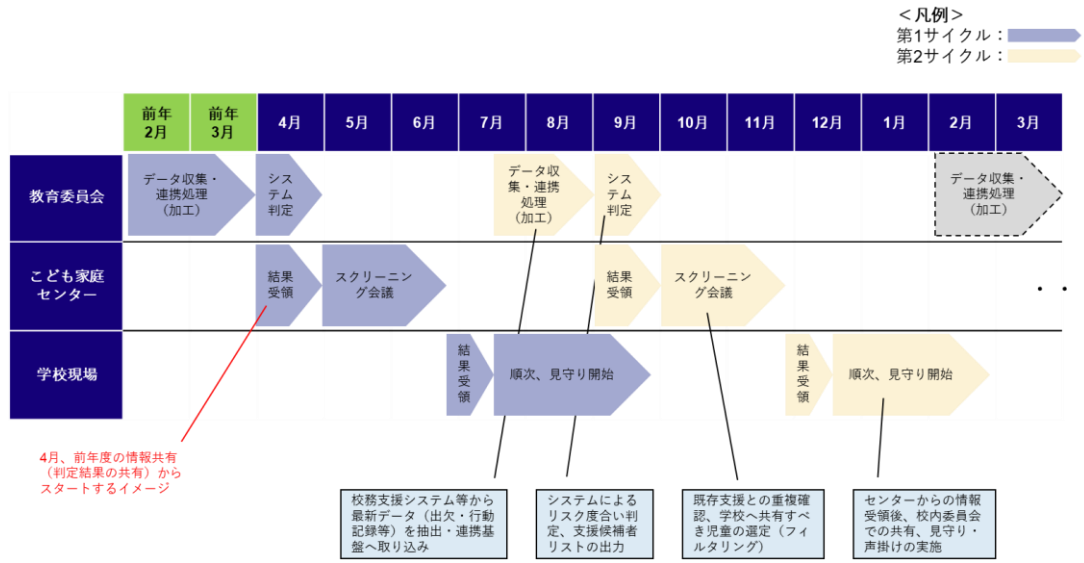
検討に当たっては、学校や関係機関へのヒアリングにて得られた以下の意見を反映した。

【支援の接続に関する意見】

- ・ 令和7年度の判定結果を11月に共有したため、12月初旬の個人懇談において、話題として取り上げることができた。
- ・ 新年度や行事前（1か月前程度）に「子ども情報管理シート」が共有されると有効活用が可能であることを踏まえ、データ更新時期との兼ね合いで共有時期を定めるとよいのではないか。
- ・ 4月初めと2学期初めの年2回「子ども情報管理シート」が共有されると活用しやすい。また、新学年の名簿は3月中に揃うため、システム構築・判定を3月後半に実施すれば、入学式前に学校に展開が可能な見込みである。

なお、具体的な年間業務フローについては、以下図表 6-5 のとおり。

図表 6-5 年間業務フロー（案）



第7章 事業効果の評価・分析

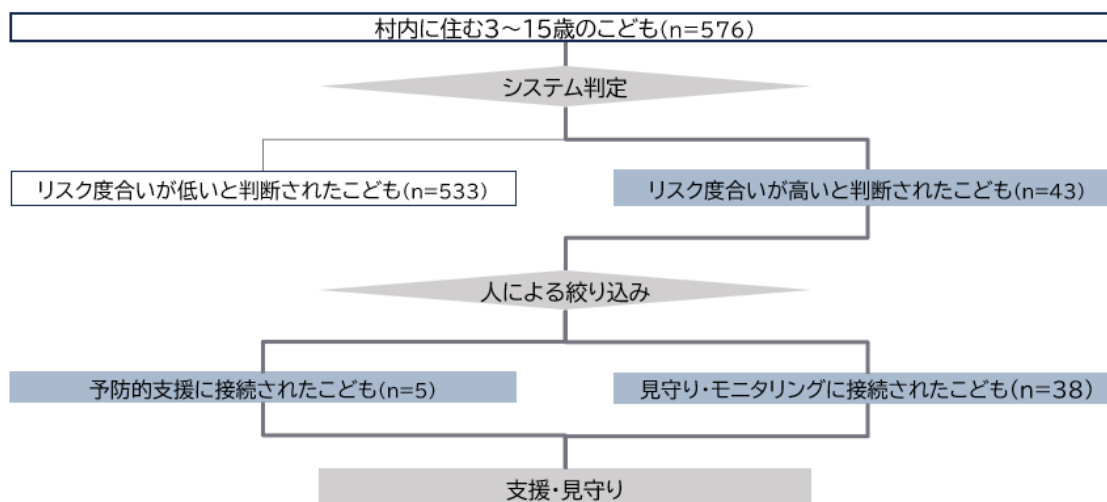
7.1. データ連携による抽出結果の全体像

令和7年度実証事業における支援対象となるこどもの抽出結果は、以下のとおり。

喬木村に住む3歳から15歳の576名に対して、システムによるリスク判定を実施した結果、43名のこどもに対し「リスク度合いが高い」という判定となった。

次にシステムの判定結果を踏まえ、43名について「こども情報管理シート」の情報を踏まえ、見守りを実施した結果、5名のこどもに対し「支援の必要性が高い」という判断となったため、当該5名を予防的支援に接続、残りの38名は見守りを継続することとした。

図表 7-1 抽出結果の全体像



7.2. 有用と考えられるデータ項目

支援実施後に、令和7年度に利用したデータ項目について、困難の類型との関連性の分析を行った。分析手法はロジスティック回帰分析を用い、支援の必要性が高いと判断されるに至るオッズ比の大きさを求めた。分析結果から、「何かしらの困難を抱える状態」との相関が特に大きいと判断した項目は以下のとおり。

<有用と考えられるデータ項目>

- ・ 保育園：No.15「母子手帳交付時点での週数が12週以上」
- ・ 小中学校：No.12「欠席日数30日以上」

なお、分析結果については、以下4点が喬木村での論点として挙げられた。今後の取組においてはこれらの考察を踏まえ、分析モデルの改善点を検討していきたいと考える。

1. 相関関係と因果関係の混同

ロジスティック回帰分析は、ある項目（例：欠席日数が多い）と結果（例：支援の必要性が高いと判断）の間に「相関がある」ことを示すが、それが「原因である」とは限らない。

例：「Web QU で学校生活が不満足」という項目は、高いオッズ比を示した。しかし、「不満足だから支援が必要と判断された」のではなく、「(観測できていない)別の根本原因（例：家庭環境の問題、友人関係の悩み）が、『不満足』という回答と『支援が必要』という教職員の判断の両方を引き起こしている」可能性もあり得る。

2. 説明変数の独立性の問題

ロジスティック回帰分析は、各データ項目（説明変数）がある程度独立していることを前提としている。しかし、今回のデータ項目には、互いに強く関連しているものが含まれている可能性がある。

例：「A: 世帯が生活保護を受給」と「B: 児童扶養手当を受給」は、どちらも経済的な困難さを示唆し、同時に発生しやすい項目。このような強い相関を持つ項目が複数モデルに含まれると、個々の項目の重み（オッズ比）が不安定になり、本来の重要度とは異なる数値として算出されてしまうことがある。

3. データの粒度の問題（情報の損失）

今回の分析では、すべてのデータ項目を閾値に応じて「該当する」、「該当しない」の2値で扱っており、データの内容（欠席日数の多さなど）は考慮できていない。

例：「欠席日数」は、「1年間に30日以上ペースか否か」で判断されている。しかし、実際には「30日」と「100日」では、その背景にあるリスクの深刻さが異なるはずであり、この「程度」の情報がモデルには反映されていない。

4. サンプルサイズの限界

特に学校単位で分析する場合、データ全体の件数、とりわけ「支援が必要」と判断されたこどもの数が少ない。

例：ある学校で「②支援の必要性が高い」と判断されたこどもが5人しかいなかった場合、その5人のたまたま共通していた特徴が、非常に高いオッズ比として算出され

てしまうことがある。少数のサンプルに基づいた分析結果は、偶然の影響を強く受けている可能性があり、他の学校や来年度の児童生徒にも当てはまるとは限らない（汎用性が低い）。

7.3. こどもデータ連携の取組効果の分析

令和7年度実証事業における成果・進捗状況は以下図表 7-2 のとおり。なお、測定指標については、令和6年度実証事業と同様の指標を用いて評価を実施した。

図表 7-2 令和7年度実証事業における成果・進捗状況

#	目標	測定指標	令和7年度初時点の実績、令和7年度末時点の成果・進捗	補足
1	見守り・支援へ接続・実施したこどもの割合・件数	システム判定により支援優先度が高いと判断されたこども・家庭の数	196名	・ ヨリソルによる困難度合いの判定スコアが1点以上のこどもの人数。
		人による絞り込みを経て、支援優先度が高いと判断したこどもの数	43名	・ 上記196名について、支援の必要性を確認した結果、うち43名について、外部機関への接続又は見守りを継続することとなった。
		個別にケース会議を実施した（実施が決定した）件数	5件	・ 本実証事業期間内に4件を実施済。加えて関係者の都合から令和8年4月に追加で1件の実施が確定しており、計5件を実施する予定。
		外部機関への接続を実施した件数	4件	・ 外部支援機関（含む保険師）と連携し、支援への接続を実施した件数。

また、上記に係る成果に加え、以下のような副次的効果も得られた。

- ・ ヨリソルにて、情報管理様式ファイルのエクスポート機能を実装することで、学校ごとに支援対象者の情報を出力できるようになり、喬木村教育委員会職員による対応工数を削減することができた。
- ・ 各データの集約・可視化により、既存の教育・福祉データに関する情報整理が可能になり、支援につなぐまでの流れの定着及びリードタイムの削減につながった。
- ・ 定量的なデータを用いて、困難を抱えている可能性の高いこどもを抽出したことにより、一次スクリーニングが円滑になった。教職員の勘や経験に頼った偏り・把握漏れが減少したことで、支援の必要性や見守りにおける留意点（認識しておくべき家庭環境に関する情報等）を捉えることが可能となり、教職員による意思決定が円滑になった。
- ・ 進級・進学に当たって、こどもの状態を把握する際に、ヨリソル上に情報が集約されていることにより、連携できる情報の幅が広がり、より多面的な視点で適切な支援方策を検討できるようになった。

第8章 考察・まとめ

8.1. 実証事業を通じて得られた示唆

実証事業を通じて得られた示唆については、以下図表 8-1 のとおり。

図表 8-1 実証事業を通じて得られた示唆

フェーズ	実施・取組上の課題	課題への対応策 (工夫)	効果・成果
データを取り扱う主体の整理・役割分担	<ul style="list-style-type: none"> 中長期的な視点も見据え、こどもデータ連携の仕組みの活用用途を拡大したいと考え、令和7年度から以上児（3歳～6歳）も支援対象に加えることとした。 	<ul style="list-style-type: none"> 保育園の保有する情報に関しても、小中学校と同様にこども教育系の職員が管理を担当していたため、担当職員同士のコミュニケーションをはじめ体制の構築はスムーズであった。 	<ul style="list-style-type: none"> 保育園の情報も連携することで、令和8年度以降に保小連携を進めるための第一歩を踏み出すことができたと考え。
利用するデータ項目	<ul style="list-style-type: none"> 令和7年度より、保育園で保有するデータも活用することとなったため、各データの利用可否や保管状況について、事前に確認する必要があった。 	<ul style="list-style-type: none"> 保育園からサンプルデータを受領し、データ加工に必要な作業やデータ結合や照合に必要な識別項目（例：ID、氏名、生年月日等）を特定した後に実際のデータを受領することとした。 	<ul style="list-style-type: none"> 事前に必要な作業等を把握しておくことで、作業の手戻りを回避することができた。 今後新たにデータ項目を追加する際には、同様に対応したいと考え。
個人情報取扱いに係る検討	<ul style="list-style-type: none"> 恒常的なデータの利用に向けて、利 	<ul style="list-style-type: none"> 総務課や顧問弁護士へ適宜相談の 	<ul style="list-style-type: none"> 令和8年度以降の恒常的な運用を見

フェーズ	実施・取組上の課題	課題への対応策 (工夫)	効果・成果
	<p>用目的の整理をはじめとした法的整理に関する検討が複雑であったが、喬木村職員には、個人情報の取扱いに詳しい職員が少なかったため、各種検討に時間を要した。</p>	<p>上、新規に取得するデータについて、「個人情報保護法第 61 条第 1 項」に基づく目的内利用及び外部提供として整理した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 住民理解を促進するため、周知方法（喬木村 HP での公表、村広報誌等）を検討した。 	<p>据え、法的整理や住民周知の方向性を検討したことで、今後の進め方が明確になり、スムーズな取組実施のための基盤が整った。</p>
こどもデータ連携の仕組みの構築	<ul style="list-style-type: none"> ・ 閾値の見直しにおいて、「何かしらの困難を抱えている可能性が高い」ことに係る調査研究や文献が少ない点に苦労した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 複数の文献の考え方を踏まえ、総合的に判断した上で閾値を検討することとした。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和 6 年度を取組を踏まえ、より正確な判定結果を導出できたと考える。
データ準備等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和 6 年度の名寄せにおいて、紐づけに使用した名簿で外字を解消できなかったため、名簿と各ファイルデータを突合する際に出たエラーに手動で対応していた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和 7 年度は、紐づけする名簿を、外字から常用漢字へ変換した後に紐づけを行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 紐づけ後の処理でエラーが 0 件となり職員の作業負担が軽減された。
支援への接続	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校や保育園において、システムによる判定結果を連携した後に全生徒 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年間を通して業務運営の流れを調整した。なお、検討に当たっては、 	<ul style="list-style-type: none"> ・ システム判定結果を学校へ共有するタイミングは、年度初めと夏休み後

フェーズ	実施・取組上の課題	課題への対応策 (工夫)	効果・成果
	<p>に対して見守りを実施することとしたため、教職員の業務負担が懸念であった。</p>	<p>小・中学校及び保育園へのヒアリングを行い、実際に子どもを近くで見守る教職員の意見を取り入れるようにした。</p>	<p>が望ましいとの意見があり、今後の取組における改善点を捉えることができた。</p>
事業効果の評価・分析	<ul style="list-style-type: none"> 令和8年度以降の自走的な取組の継続に向け、単なる事業効果の評価・分析だけでなく、今後取組を継続していくために必要な検証を行うことが求められた。 	<ul style="list-style-type: none"> 支援へ接続した子どもの割合や件数、本取組を通じた子ども家庭センターとの連携回数等の定量的な指標に加え、中長期的な取組継続に向けて、副次的な効果についても検討を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 保育園と小学校の連携可能性を探ることを目指し、各関係機関で同一の方向性を共有することができたと考ええる。 蓄積されたデータを活用することによって、業務の効率化及び支援ネットワークの拡大という副次的な効果が期待できる。

8.2. 課題・次年度以降の取組

6.5にて前述のとおり令和7年度の取組における保育園及び学校関係者へのヒアリングから得られた意見を踏まえ、令和8年度以降に向けては、1年間に2回の学校への情報提供を想定している。この点について、支援への接続が年2回発生することにより、教育委員会・子ども家庭センター・学校間の連携強化につながるという副次的効果が見込まれる。その一方で、ヨリソルにおける情報更新等の実務的な対応が必要になることから、学校側の業務負担等も考慮するため、今後も引き続き学校関係者の意見を積極的に取り入れていきたいと考える。

また、抽出された中学3年生の子どもにおいて、卒業までの残り僅かな期間で実施できる支援方策を検討することが困難であったため、支援方策が見当たらず、見守りに留まったケースがあった。

中学校の校長からは、「小学校で困難を抱えている子どもが、中学校に進学して改善したという話をあまり聞いたことがない」という意見が寄せられた。この点を踏まえると、早期段階における適切なアプローチの重要性が改めて示唆される場所である。

今後は、学校間における情報共有を一層充実させるとともに、学校が把握し得ない情報についてもデータ連携を通じて補完することにより、切れ目のない支援の実現に向けて、「保小中連携」が重要な役割を果たすものと考えられる。